

市長が指定する業種

(産業名及び日本標準産業分類上の業種名)	
産業名	日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める業種
輸送機械関連産業	1 1 繊維工業 1 6 化学工業 (161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。) 1 8 プラスチック製品製造業 (別掲を除く。) 1 9 ゴム製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 (274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。) 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 (2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。) 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業 3 2 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)
繊維関連産業	1 1 繊維工業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 (274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)
電気・電子機器関連産業	1 1 繊維工業 1 8 プラスチック製品製造業 (別掲を除く。) 1 9 ゴム製品製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 2 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)
機械・金属関連産業	1 1 繊維工業 1 6 化学工業 (161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。) 1 8 プラスチック製品製造業 (別掲を除く。) 1 9 ゴム製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業

	<p>2 4 金属製品製造業</p> <p>2 5 はん用機械器具製造業</p> <p>2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>2 7 業務用機械器具製造業</p> <p>2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>2 9 電気機械器具製造業</p> <p>3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>3 1 輸送用機械器具製造業</p> <p>3 2 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
新エネルギー関連産業	<p>1 6 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p>
農商工連携関連産業	<p>9 食料品製造業</p> <p>1 0 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）</p>
食料・飲料品関連産業	<p>9 食料品製造業</p> <p>1 0 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）</p> <p>1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く。）、1451 重包装紙袋製造業及び1454 紙器製造業に限る。）</p> <p>1 8 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）及び1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）</p> <p>2 1 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）</p> <p>2 4 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）</p> <p>2 6 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び2645 包装・荷造機械製造業に限る。）</p>
住宅・建築物・同設備関連産業	<p>1 1 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く。）、117 下着類製造業及び118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。）</p> <p>1 2 木材・木製品製造業（家具を除く。）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）</p> <p>1 3 家具・装備品製造業</p> <p>1 6 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>1 8 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び1892 プラスチック製容器製造業を除く。）</p> <p>1 9 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）</p> <p>2 1 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理</p>

	<p>化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）</p> <p>2 4 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。）</p>
物流関連産業	<p>4 4 道路貨物運送業</p> <p>4 5 水運業</p> <p>4 7 倉庫業</p>